第５章　事業

（長期給付等に関する事業）

第29条　本会は、組合員に係る厚生年金保険給付等に関し、次に掲げる業務を行う。

⑴　厚生年金保険給付等の請求書の審査に関する業務

⑵　厚生年金保険給付等の裁定及び年金証書の発行に関する業務

⑶　厚生年金保険給付等の支払に関する業務

⑷　法第100条第１項に規定する組合員保険料及び負担金の受入れに関する業務

⑸　厚生年金拠出金（法第３条第４項に規定する厚生年金拠出金をいう。以下同じ。）及び基礎年金拠出金（同項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用、法第102条の２に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の３第１項第１号から第３号までに掲げる場合に行われるものに限る。第10号において同じ。）に要する費用並びに厚生年金保険給付等に係る事務に要する費用の計算に関する業務

⑹　厚生年金保険給付積立金（法第21条第２項第１号ハに規定する厚生年金保険給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務

⑺　厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付等の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務

⑻　厚生年金拠出金の納付及び法第21条第２項第１号に規定する厚生年金交付金の受入れに関する業務

⑼　基礎年金拠出金の納付に関する業務

⑽　法第102条の２に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第116条の２に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の３第１項第１号から第３号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務

⑾　厚生年金保険給付等に関する調査及び統計に関する業務

⑿　その他厚生年金保険給付等に関する事業に関し必要な業務

２　本会は、組合員に係る退職等年金給付に関し、次に掲げる業務を行う。

⑴　退職等年金給付の請求書の審査に関する業務

⑵　退職等年金給付の決定及び年金証書の発行に関する業務

⑶　退職等年金給付の支払に関する業務

⑷　法第100条第２項に規定する退職等年金分掛金（第37条において「退職等年金分掛金」という。）及び負担金の受入れに関する業務

⑸　退職等年金給付に要する費用、法第102条の２に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の３第１項第４号に掲げる場合に行われるものに限る。第８号において同じ。）及び退職等年金給付に係る事務に要する費用の計算に関する業務

⑹　退職等年金給付積立金（法第21条第２項第２号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務

⑺　退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務

⑻　法第102条の２に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第116条の２に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の３第１項第４号に掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務

⑼　退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務

⑽　各事業年度における退職等年金給付積立金の額と法第99条第１項第３号に規定する地方退職等年金給付積立金の額との合計額及び同号に規定する国の積立基準額と同号に規定する地方の積立基準額との合計額の均衡の保持に係る計算に関する業務

⑾　その他退職等年金給付の事業に関し必要な業務

（福祉事業）

第30条　本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

⑴　組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

⑵　その他組合員の福祉の増進に資する事業

⑶　前２号に掲げる事業に附帯する事業

（旧令共済年金に関する事業）

第31条　本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）第８条の規定に基づき、同法第１条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であった者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。

（その他の事業）

第32条　本会は、第29条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第６章　付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金

（付与率）

第33条　法第75条第１項に規定する付与率は、1000分の15とする。

（基準利率）

第34条　法第75条第３項に規定する基準利率は、1000分の4.8とする。

（終身年金現価率）

第35条　法第78条第１項に規定する終身年金現価率は、法第76条第１項に規定する終身退職年金を受ける権利を有する者の法第78条第４項の規定による年齢に応じ、別表第１に定めるところによる。

（有期年金現価率）

第36条　法第79条第１項に規定する有期年金現価率は、法第76条第１項に規定する有期退職年金を受ける権利を有する者の法第79条第４項に規定する支給残月数に応じ、別表第２に定めるところによる。

（掛金及び負担金）

第37条　退職等年金分掛金の額又は当該退職等年金分掛金に係る負担金の額は、組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額に1000分の7.5を乗じて得た金額とする。

第７章　審査会

第38条　本会に、法第103条第１項に規定する審査請求を審査するため、同項に規定する国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第８章　財務

（財務）

第39条　本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で定めるところによる。

（事業年度）

第40条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

（会計単位）

第41条　本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院及び共済会館に置く所属所会計とする。

（経理単位）

第42条　本会の経理単位は、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、医療経理、宿泊経理及び保健経理とする。

第９章　運営規則

第43条　本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。